

# ロシアの経済特区の特質

(第50回比較経済体制学会全国大会  
自由論題報告 2010年6月6日)

1

(社)ロシアNIS貿易会・ロシアNIS経済研究所  
服部倫卓

<http://www.hattorimichitaka.com>

## 2005年特区法に至る経緯

- ④ 1990年代にエリツィン政権の下で20箇所以上の特区が無秩序に乱立。経済発展に資さないばかりか、闇経済の温床に。プーチン政権下で基本的に全廃。
- ④ その反省に立った2005年の連邦法「特別経済区について」。法制度上も、管理体制の面でも、連邦政府主導の一元的な体制をめざす。
- ④ 改めて特区制度を立ち上げた目的：経済の多角化・高度化。石油高で財政的余裕があるうちに、特定の区域に集中的に投資を行うことで製造業・ハイテク産業の拠点を形成し、資源・素材に過度に依存した経済体質からの脱却を図る。

# 特区の種類と設立地

種類	設立決定年	特区名	連邦構成体	面積	想定される主な事業内容
工業生産特区	2005年	リベツク(カジンカ)	リベツク州	1,024ha	機械・設備、家電、電気機械、プラスチック・金属製品、電気・電子設備、家具、その他生産
	2005年	エラブガ(アラブガ)	タタルスタン共和国	1,998ha	自動車および同部品、化学・石油化学工業、製造業、医薬品、航空機、家具等
技術導入特区	2005年	ゼレノグラード	モスクワ市	5.15ha	マイクロエレクトロニクス
	2005年	ドゥブナ	モスクワ州	188ha	核技術・物理学、プログラミング
	2005年	サンクトペテルブルグ	サンクトペテルブルグ市	200ha	IT、計測・分析機器、医薬品
	2005年	トムスク	トムスク州	197ha	新素材、核技術、ナノテク、バイオ
港湾特区	2009年	ソヴィエツカヤ・ガヴァニ港	ハバロフスク地方	290～450ha	国際輸送および船舶修理拠点の創設
	2009年	ウリヤノフスク・ヴォストーチヌイ空港	ウリヤノフスク州	120～640ha	航空機産業、宇宙・航空用ハイテク素材、航空機の修理・技術サービス
観光 リクリエーション 特区	8箇所で設立(詳細略)				リゾート開発

# ロシアの経済特区地図

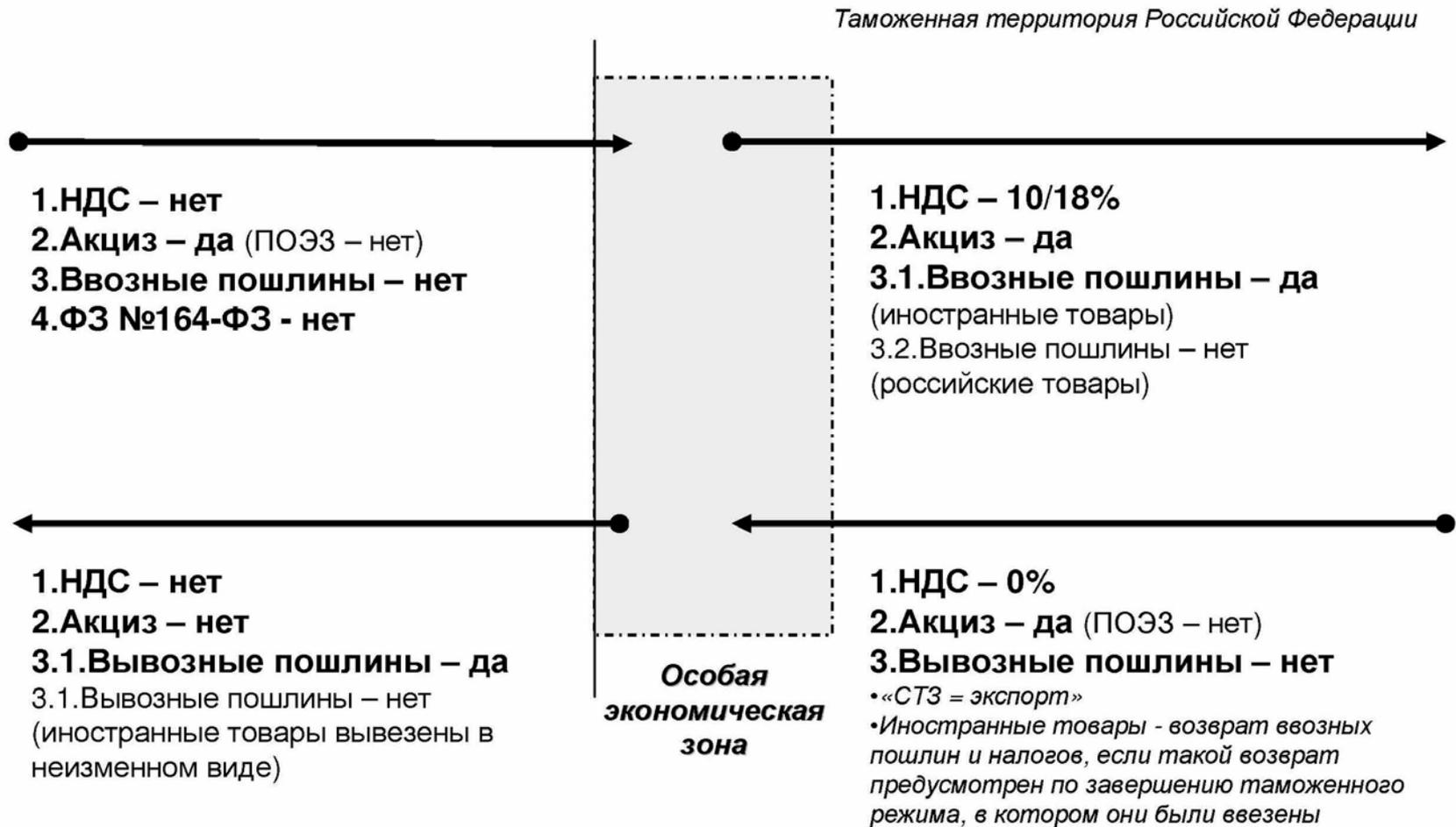
- 工業生産特区
- ◇ 技術導入特区
- ◎ 観光リクリエーション特区
- ⓘ 港湾特区



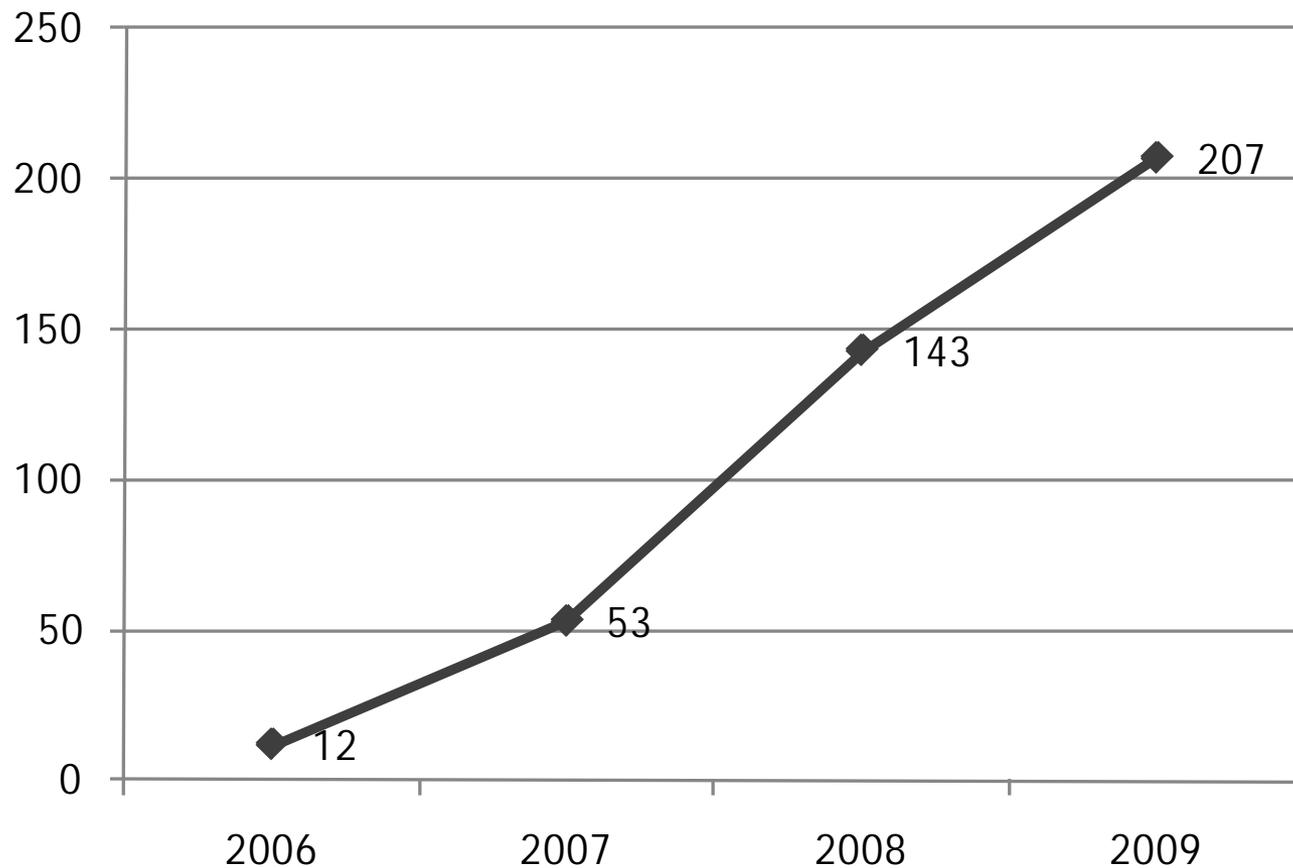
# ロシアの工業生産特区と技術導入特区の優遇措置

	ロシアの 一般税制	経済特区		
		工業生産特区		技術導入特区
		リペツク	エラブガ	
利潤税	20%	16%	15.5%	16%
統一社会税	26%	26%		14% + 特別累進課税
資産税	最大2.2%	0% (5年間)	0% (10年間)	0% (5年間。 特区によっては10年間 のところもある模様)
土地税	最大1.5%			
運輸税	馬力によって異なる			
輸入時の付加価値税	18% (一部10%)	0% (特区外に移出する際には課税)		
輸入関税	品目によって異なる	0% (特区外に移出する際には課税。 その際の関税率は完成品または部材の税率を選択可能)		

# 特区での輸出・輸入にかかわる関税・税制



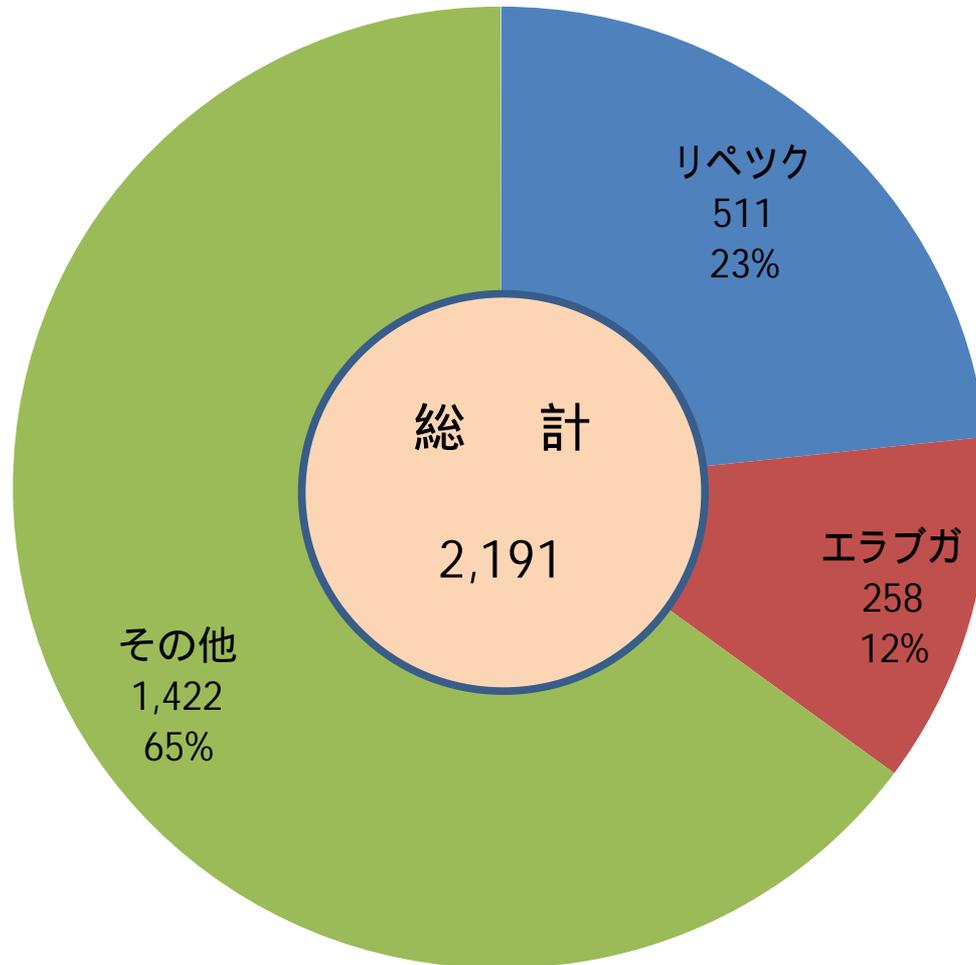
## 2005年連邦法にもとづく経済特区への 入居企業数の推移(各年末現在)



# 2009年末現在の特區別の入居企業数

特 区 名	入居企業数
合 計	207
工業生産特区	26
リペック工業生産特区	17
エラブガ工業生産特区	9
技術導入特区	160
ドゥブナ技術導入特区	50
ゼレノグラード技術導入特区	32
サンクトペテルブルグ技術導入特区	33
トムスク技術導入特区	45
観光リクリエーション特区	21
アルタイ地方観光リクリエーション特区	9
アルタイ共和国観光リクリエーション特区	9
ブリヤート共和国観光リクリエーション特区	3

# 経済特区の予定投資総額 (2009年末現在、億ルーブル)



2005年連邦法にもとづいて創設された特区のうち、産業政策、それに関連した科学技術振興政策のツールとして重要性が高いと考えられるのは、工業生産特区と技術導入特区。そこで、以下では主として工業生産特区と技術導入特区を念頭に置いて議論を進める。

中田勇人「アジアの経済発展と直接投資」長谷川啓之編『アジア経済発展論』(2010年、文眞堂)によれば、アジアの輸出加工区や経済特区の多くには、以下のような特徴が共通して見られた。

関税が免除される。

外資企業の自由な活動が保障される。

租税減免などのインセンティブが与えられる。

行政手続きの簡素化、一元化。

インフラが整備されている。

これらの特徴は、2005年の連邦法によって形成されたロシアの経済特区制度にも、かなりの部分当てはまる。ただし、実態面にも着目しながら、ロシアの経済特区のありようをつぶさに見ていくと、むしろアジアとは異なるロシアの特殊性が際立ってくる。

# 1. すでに市場経済・自由貿易に移行した国 での経済特区

- ⊕ 中国の特区には、改革開放の実験室、その尖兵という意味合いがあった。漸進改革主義の中国は、社会主義体制を基本的に維持しつつ、資本主義の要素や外国資本を部分的に取り入れる「点」として経済特区を設け、その成否を見極めながら、改革開放を他の地域にも「面」として広げていくという戦略を採った。
- ⊕ それに対しロシアは、2005年に特区制度を立ち上げた時点で、すでに「ショック療法」による市場経済化から十余年を経ていた。国全体として市場経済・自由貿易に移行して久しいロシアにとって、今さら「改革開放の実験」は不要。

## 2. 外国企業の誘致に主眼があるわけではない

- ⊕ 中国の特区でも見られたように、経済特区においては外国企業に特典を与え、外資を積極的に誘致することが一般的。
- ⊕ それに対し、ロシアでは(特区の外でもそうであるように)特区において外資を優遇する措置は設けられていない。政策担当者が国内資本を選好するケースすら見受けられる。
- ⊕ 実際にも、2009年末現在、ロシアの特区入居企業207社のうち外資参加企業は25社にすぎないし、やや比率が上がるとはいえ、工業生産特区に限って見ても26社中11社止まり。

# 参考：実際に特区に進出した外資



Германия (LLC «Alabuga Steklovolokno», LLC «RSQ», LLC «SD Technology», LLC «Sapfir-Invest», LLC «Robolaser»)



Италия (LLC «SEST-LUVE», LLC «Mondial Group East», LLC «ALU-PRO», LLC «Fenzi»)



США (LLC «Bonasana», LLC «MainConcept-DivX»)



Япония (LLC «Yokohama RPZ», САС «Severstal-auto-ISUZU»)



Бельгия (LLC «Bekaerte Lipetsk»)



Франция (LLC «Air Liquide Alabuga»)



Дания (LLC «Rockwool-Volga»)



Австралия (LLC «Solagift»)

Индия (LLC «Monson Multimedia»)



Норвегия (LLC «Amishen»)



Китай (СJSC «Design-Center «Soyz»)



Ирландия (СJSC «Nanotech-Active»)



Сингапур (LLC «Zee Poly Tomsk»)



Кипр (LLC «Ceptal»)



Швейцария (LLC «Fire-Form»)



Корея (LLC «VRCOM»)



### 3. 輸出に重点が置かれていない

- ⌘ 中国の特区が初期には「輸出商品生産基地」と呼ばれていたように、一般に特区においては輸出向けの生産が重視される傾向がある。
- ⌘ それに対しロシアの特区では、輸出を奨励する制度は特設設けられていない。実際にも、ロシアの工業生産特区に進出している企業は主として輸入代替生産をめざしていると見られる。

## 4 . 沿海部・国境地帯に立地していない

- ㊦ 一般に特区は輸送・貿易の利便性などを考慮して沿海部や国境地帯に設けられることが多く、中国等のアジア諸国にも典型的にそれが当てはまる。
- ㊦ それに対し、ロシアの工業生産特区は、エラブガ、リペツクといずれも内陸部であり、輸送の大動脈であるシベリア鉄道本線の沿線というわけでもない。技術導入特区は、モスクワ市とサンクトペテルブルグ市という交通至便な場所にも設けられたものの、トムスク市はシベリアの奥地だし、モスクワ州ドゥブナ市にしてもアクセスが良好とはいいがたい。ロシアの工業生産および技術導入特区が、地理的優位性を評価されて選定されたわけではないことは、明らか。

アジアの経験からも、一般的に経済特区制度は、対内直接投資の誘致と輸出促進に重点を置いた政策であることが多く、「対外経済関係」という観点から論じられるのが常である。

しかし、ロシアの経済特区は必ずしも「対外経済関係」に位置付けられるものではない。外資導入や貿易促進よりも、むしろロシア経済を内部から鍛え直すための拠点作りという点に主眼がある。

# 投資家にとってのロシア特区の利点

上述の5ポイントに即して言えば、重要性が高い順に、おそらく次のようなところ。

┆ インフラが整備されている。

∨

┆ 行政手続きの簡素化、一元化。

∨

┆ 関税が免除される。

∨

┆ 租税減免などのインセンティブが与えられる。

∨

┆ 外資企業の自由な活動が保障される。

## ロシアの経済特区政策に関する評価

- ⌘ 地域政策という観点から言えば、連邦政府の意図したものではないにせよ、相対的に豊かな地域が特区制度の恩恵に浴す形となっており、ジレンマを抱えている。
- ⌘ 現在のところの入居企業の事業内容から判断する限り、産業構造の多角化・高度化という所期の目的に適ったものになっているかと言えば、疑問。

## 新たな動き：2009年12月の特区法改訂 (規制緩和の方向性)

- ㊦ 連邦経済特区管理庁が廃止され、その機能が基本的にロシア連邦経済発展省に継承されるとともに、権限の一部は連邦構成体の行政に移された。
- ㊦ 2015年1月1日までは、コンクールの手続きを省略して、連邦政府の裁量により新たに特区を創設することが可能になった。不況にあえぐ「モノゴード」や、地域が独自に創設した特区に対して、連邦政府が柔軟に特区認定を与えて支援するための措置と言われる。
- ㊦ 2005年特区法は工業生産特区の入居者に1,000万ユーロ以上の投資実施を義務付けていたが、今回の改訂によりその義務が300万ユーロに引き下げられた。中小企業による特区活用が容易に。

# 結 論

- ❏ ロシアの特区が、経済を多角化・高度化するという所期の目的に貢献することは、現状のままではおぼつかないと考えざるをえない。そもそも、工業生産特区が2箇所だけで、2つ合わせても面積が約3,000ha(東京ドーム646個分)で入居企業が26社というレベルでは、国全体に及ぼす効果は大きなものではない。
- ❏ ただし、既述の規制緩和により、特区の数も、入居企業の数も増えていけば、特区制度も再び活気を取り戻し、ロシア経済においてより本質的な役割を果たす方向に向かうことも考えられる。「数」がいずれは「質」に転化し、地域的な成長拠点としてロシア経済の多角化・高度化に一定の貢献ができる可能性はあるかもしれない。

# 参考:ゼレノグラード特区訪問記



ゼレノグラード・イノベーションテクノロジーセンター。フォトリソグラフィ関係の研究所が設けられているほか、ナノテクセンターも開設予定。